

鵜住居川漁業協同組合内共第12号
第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和5年9月/日

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）または組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第6条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り、どぶ釣り	免許の区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	がら掛け	免許の区域	10月1日から11月30日まで
やまめ	餌釣り、擬餌釣り	免許の区域	3月1日から9月30日まで
いわな			
さくらます	餌釣り、擬餌釣り	免許の区域	3月1日から6月30日まで
うぐい	餌釣り、擬餌釣り	免許の区域	1月1日から12月31日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鵜住居川日ノ神橋下流端から下流の免許区域	9月1日から12月31日まで
長内川長内橋下流端から下流の免許区域	

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
やまめ(ひかり含む)	13センチメートル
いわな	
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
		日券	年券
あゆ	友釣り、どぶ釣り、がら掛け	1,500円	7,000円
やまめ(ひかり含む)	餌釣り、擬餌釣り		
いわな			
さくらます			
うぐい			

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き1,500円を加算した額とする。
- 3 第1項の中学生、肢体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等またはオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面または表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

水産動物		漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
あゆを含む 全魚種	あゆ	友釣り、どぶ釣り、がら掛け	24,000 円	21,600 円
	やまめ、いわな さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り		
あゆ以外の 魚種	やまめ、いわな さくらます、うぐい	餌釣り、擬餌釣り	17,000 円	15,200 円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階
岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の承認証の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第6条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、次に掲げる区域及び期間内においては、川底をかくはんしてはならない。
鵜住居川日ノ神橋下流端から下流の免許区域であって9月1日から12月31日までの期間
長内川長内橋下流端から下流の免許区域であって9月1日から12月31日までの期間
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号 遊漁承認証

表

裏

No.					
遊 漁 承 認 証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">(住所)</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間					
魚 種					
漁具漁法					
遊漁区域					
遊 漁 料					
発行者					
鵜住居川漁業協同組合 印					

○ 注 意 事 項	
1.
2.
3.
○ 当組合が行っている増殖事業	
1.
2.
3.
○ 当組合が行っている漁場管理	
1.
2.
3.

○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前にご相談ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為がある釣り人を見かけたときには、最寄の漁協事務所までご一報ください。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

○当組合が行っている増殖事業

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚の放流及び禁漁区の設定です。
- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岩手県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
- ・この河川は、組合員及び遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等がありましたら、最寄の漁協事務所までご連絡ください。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵場の数及び稚魚の

数などのモニタリング調査を行っておりますので、ご協力ください。

様式第2号 県内共通遊漁承認証

No. 年 県内共通遊漁承認証

写 真	遊 漁 者	1. 有効期間
	団体名	自 年 月 日
	住 所	至 年 月 日
	氏 名	2. 魚 種
	年 齡	3. 遊漁料
		4. 交付年月日
岩手県内水面漁業協同組合連合会		印
電話 019-623-8712		

注 制限及び条件として次の事項を明示すること。

1. 入漁できる漁業権漁場
 2. 各々の漁業権漁場で定める遊漁規則遵守に関する事
 3. この承認証では特別漁場、特設釣場及びつかみどり漁場での遊漁ができないこと
- ただし、別途これら制限及び条件を記載した書面を交付し、これに従わなければならない旨を記載することをもって代えることができる。

様式第3号 漁場監視員証

表

裏

No.				
漁 場 監 視 員 証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table>	氏名	(年齢)	住所	
氏名	(年齢)			
住所				
有効期間				
発行者				
鵜住居川漁業協同組合 印				

注 意 事 項
1.
2.
3.